

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正な確保を図ることとします。

1. お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、確実であるとの誤解を招くような勧説は行いません。
4. 研修等を通じて、役職員の知識の向上に努めるとともに、適切な勧説が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
5. お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。

※ 商品の販売等に係る勧説について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

以上